

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策） 都道府県事業実施方針

都道府県名 兵庫県

策定：令和2年3月17日

変更： 年 月 日

I 収益性向上対策

1 目的

環太平洋パートナーシップ協定等をふまえ、水田・畑作・野菜・花き・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、本県の農業について、

- ① ひょうご農林水産ビジョン
- ② 農林水産業・農山漁村振興事業計画
- ③ 兵庫県農業振興地域整備方針
- ④ 農業基盤の強化の促進に関する基本方針
- ⑤ 人・農地プラン
- ⑥ 兵庫県水田フル活用ビジョン
- ⑦ 兵庫県果樹農業振興計画
- ⑧ 第1次ひょうご花き振興方策
- ⑨ 兵庫県環境創造型農業推進計画

と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	本事業で推進すべき方向
土地利用型作物 (米、麦、大豆等)	<p>本県の基幹作物である米については、主食用米や酒米をはじめ、業務用米、加工用米・飼料用米などの非主食用米まで幅広く生産されている。今後も、県内の米卸業者や全国の酒造会社、地域の畜産農家等からの需要を確実につかみ、安定生産・供給を推進する。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・新たな品種対策の取組（競争力のある品種の導入を推進、新たなブランド米を育成等）・多様なニーズに対応した主食用米の生産（ブランド米、業務用米、学校給食米など多様なニーズに対応した主食用米生産を推進等）・酒造会社が求める酒米の安定生産（生産技術等の向上による高品質化、ブランド力強化等）・実需者と結びついた非食用米の生産拡大（加工用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲など多様なニーズへの対応等）・低コスト化による収益性の高い稲作経営の推進（低コスト・省力化生産技術の普及等） <p>土地利用型農業を進めるうえで、米と並び重要な作物である麦・大豆等については、県内の食品事業者等の実需者との結びつきを強め、さらなる品質向上や収量アップに取り組み、生産拡大を推進する。</p> <p>主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・適地適作を基本とした麦・大豆等の安定生産（基本技術の励行、産地の形成の推進、排水対策等）・実需者からのニーズに応える麦・大豆等の品種導入（より高いタンパク質含量やより高い加工適性などを有する品種導入を行い、生産者の収益を確保等）・丹波黒大豆の生産振興（省力的かつ、高品質・高収量な大豆生産を拡大し、新たな需要を拡大等）

<p>野菜</p> <p>(施設野菜、露地野菜)</p>	<p>施設野菜については、先進的技術等を活用し生産を拡大するとともに、担い手の確保や規模拡大により、競争力のある産地を育成する。 主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争力のある産地の育成 ・先進的技術等の導入促進 <p>露地野菜については、機械化による省力化の推進等により、たまねぎ、キャベツなど生産量の減少が大きい主要野菜の産地の復興と技術の継承を図る。 主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械化による省力化 ・生産コストの削減と田畑輪換の推進
<p>果樹（いちじく、ぶどう、くり、なし、かんきつ類等）</p>	<p>都市近郊の立地条件を活かした栽培をめざし、いちじく、ぶどう、くり、なし、かんきつ類を県重点品目とし、産地の育成、競争力強化を図る。 主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質化、省力化技術等の導入 ・加工用原料の生産 ・多様なニーズに対応した規格や包装の導入、ロットの確保を推進 ・首都圏への出荷や海外への輸出を視野に入れた流通・販売対策の推進
<p>花き（きく、鉢物・花壇用苗物、ストック、カーネーション等）</p>	<p>市場性が高い、きく、鉢物・花壇用苗物、ストック、カーネーションを県重点品目とし、生産拡大や安定供給の強化を図る。 主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化、省エネルギー化技術の導入等による経営効率の向上 ・環境制御や栄養管理技術導入による日持ち性等の向上 ・物日需要への対応などによる販売価格の向上 ・新規産地の育成
<p>特用作物（茶、薬用作物等）</p>	<p>茶については、収量や品質の向上と需要拡大を図る。 主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培、加工施設等の近代化の推進 ・各産地における自製自販体制の強化 ・県内ブランド茶の地域内流通の推進と販路拡大 <p>薬用作物等については、国内産の需要増加への対応を図る。 主な推進方策は以下のとおり。産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売先の確保 ・生産技術の改善等による生産拡大

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（農林（水産）振興事務所、農業改良普及センター等）と市町村が連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である都道府県又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施し、審査精度を高めるものとする。 また、取組主体事業計画に係る審査は、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町等）により事前審査する体制を構築する。</p>
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (米、麦、大豆等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱(令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知)(以下「実施要綱」という。)の別表2のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。 なお、整備事業の実施の検討に当たっては、地域内に既存の共同利用施設がある場合は、その利用を十分に検討する。また、再編利用に該当する場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)(産地合理化の促進の取組)に基づき、事業を実施することとする。 ● 取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領(令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知)(以下「実施要領」という。)の別記3の別紙3等の要件を満たす取組を助成対象とする。 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱について(平成31年4月1日付け30食産第5395号農林水産省食料産業局長、30生産第2220号農林水産省生産局長、30政統第2193号農林水産省政策統括官通知)に準じて適正に実施すること。
野菜 (施設野菜・露地野菜)	
果樹(いちじく、ぶどう、くり、なし、かんきつ類等)	
花き(きく、鉢物・花壇用苗木、ストック、カーネーション等)	
特用作物(茶、薬用作物等)	

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組要件 実施要領別記3の別紙3のⅠの1の要件等を満たす取組を助成対象とする。 ● 補助対象機械及び資材 1の目的に掲げる各方針と整合し、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠であるもののうち、助成対象とする農業機械等(導入及びリース導入)、資材については別紙1のとおりとする。その事業実施は、産地パワーアップ計画の成果目標の達成に直接貢献し、導入効果を定量的に説明できるものに限る。また、農業機械等の導入及びリース導入に当たっては、いわゆる単純更新(同能力・同処理量のものの再導入)は助成の対象外とする。簡易な補助暗きよ(弾丸暗きよに限る。)、明きよ等の作業労賃については、当該事業実施地域の標準的な農作業受託料金を基に適正な単価を設定することとする。 なお、実施要領別記3の別紙3のⅠの1の(4)のアの(イ)ただし書きにある中古農業機械の承認基準は別紙3のとおりとする。 ● 果樹の改植を行う場合の対象品目・品種 <ul style="list-style-type: none"> ・いちじくは、梶井ドーフィンほか、兵庫県果樹農業振興計画において生産を振興することとしている品種とする。 ・ぶどうは、テラウェア、ブラックベート、紫玉、藤稔、巨峰、ピオーネ、安芸クイーン、クイーンナ、シャインマスカット、マスカット・ベリーA、ガールネ・ソーグ・インコン、ムロ、シャルドネ、ほか兵庫県果樹農業振興計画において生産を振興することとしている品種とする。 ・くりは、丹沢、ぼろたん、筑波、銀寄、石鎚、美玖里、ほか兵庫県果樹農業振興計画において生産を振興することとしている品種とする。 ・なしは、なつしずく、但馬1号、ゴールド二十世紀、おさゴールド、二十世紀、幸水、新水、豊水、新興、王秋、ほか兵庫県果樹農業振興計画において生産を振興することとしている品種とする。 ・かんきつ類は、早生うんしゅう、普通うんしゅう、その他かんきつ類として、甘なつ、はっさく、不知火、ナルト、ゆず、ほか兵庫県農業振興計画において生産を振興することとしている品種とする。
野菜 (施設野菜・露地野菜)	
果樹(いちじく、ぶどう、くり、なし、かんきつ類等)	
花き(きく、鉢物・花壇用苗木、ストック、カーネーション等)	
特用作物(茶、薬用作物等)	

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (米、麦、大豆等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 取組要件 実施要領別記3の別紙3のIの2の要件を満たす取組を助成対象とする。 ● 補助対象機械 1の目的に掲げる各方針と整合し、助成対象となる農業機械等は別紙1のとおりとする。事業実施に当たっては、その導入効果を定量的に説明できるものに限る。 また、農業機械等のリース導入に当たっては、いわゆる単純更新（同能力・同処理量のものの再導入）は助成の対象外とする。
野菜 (施設野菜・露地野菜)	
果樹（いちじく、ぶどう、くり、なし、かんきつ類等）	
花き（きく、鉢物・花壇用苗物、ストック、カーネーション等）	
特用作物（茶、薬用作物等）	

(2) 整備事業

実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>A 基金事業</p> <p>I 産地パワーアップ計画書 計画申請時、実施状況報告時及び事業評価時には、産地の面積について、算定根拠資料により確認。</p> <p>II 取組主体事業計画書</p> <p>1 計画申請時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など ⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）、⑦その他必要な書類</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業</p> <p>①申請者の規約、②機械の利用計画、③経営所得安定対策の交付金に係る営農計画書の写し等作付実績を確認できる書類、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ、⑦改植実施園の位置図（改植の場合）、⑧費用対効果分析（機械導入の場合）、⑨前年度の青色申告書（機械導入の場合）、⑩その他必要な書類</p> <p>2 助成金の請求時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。</p> <p>(1) 整備事業</p> <p>出来高設計書、その他必要な書類</p> <p>(2) 生産支援事業及び効果増進事業</p> <p>リース導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品書、領収書（支払い済みの場合）、動産総合保険の保険証書等の写し（機械導入などの場合）など</p>

B 整備事業

I 産地パワーアップ計画書

計画申請時、実施状況報告時及び事業評価時には、産地の面積について、算定根拠資料により確認。

II 取組主体事業計画書

1 計画申請時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など
- ⑥前年度の青色申告書(農業者の場合)、⑦その他必要な書類

2 助成金の請求時には以下の資料により取組内容及び対象経費等を確認。

出来高設計書、その他必要な書類

(注)実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

6 取組主体助成金の交付方法

助成金交付にあたっては、原則として、県から市町を通じての間接補助とする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本事業の実施要綱、実施要領及び兵庫県作成の農政環境部補助金交付要綱等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。

以上の関係通知について記述があるもののほか、主な事項は以下のとおり。

(1) 契約に当たっての条件(一般競争入札等)は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、実施要領別記3の別紙5の上限事業費を上限とし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。上限事業費が設定されていない施設、設備の整備に当たっては、その事業費が妥当であることを対外的に説明できるものとし、過剰なものとならないよう留意し、事業費の低減を図ることとする。
- ・事業実施に当たっては原則として一般競争入札に付することとし、その手法等については「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」に準ずるものとする。
- ・リース方式による農業機械等の導入での機種選定に当たっては、取組主体の機械利用計画面積等を勘案し、過剰なものとならないよう留意する。また事業者の選定については、適正な事業費の確保を図るため、原則として一般競争入札により、事業費の低減を図る。
- ・リース方式による農業機械の導入に当たり、リース事業者の選定では、過去3ヶ年の会計年度のうち少なくとも1ヶ年において、農業機械に係るリース取扱高(当該会計年度における新規契約高をいう。)の実績を有する者とする。

(2) 施設・設備整備に当たっての条件は以下のとおり。

- ・施設、設備の整備に当たっては、過去に類似した内容の整備事業の実施の有無を確認し、過去の事業で整備した耐用年数が残存する施設・設備との受益地の重複がないことや単純更新に該当しないこと等を確認する。
- ・事業の実施に当たっては、現在、類似した事業を実施していないことを確認する。

(3) 助成金の返納(事業要件を満たさないことが判明した場合)について

事業要件を満たさないこと等が判明した場合は、産地生産基盤パワーアップ事業業務方法書第8条により、県を通じて基金管理団体に助成金を返還しなければならない。

(4) 財産の管理等について

- ・県及び市町村は、取組主体に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。
- ・取組参加者が本事業により取得した財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、産地パワーアップ事業業務方法書第15条により、その全部又は一部を納付させることがある。

8 その他

産地パワーアップ計画での成果目標の設定に当たっては、対外的に説明可能な算定方法に基づくものとし、全ての取組主体事業計画が産地パワーアップ計画の目標達成に不可欠であることを算定により確認することとする。また、成果目標に対する達成度の評価に当たっては、目標設定時と同じ算定方法により、同じ農家等を対象として調査を実施する。

兵庫県(別紙1)

生産支援事業における助成対象農業機械等(アタッチメントを含む)

対象品目	対象機械	用途・目的	
作物共通	トラクター	耕起作業等の効率化	
	兼用管理機	防除、除草、施肥等管理作業の省力化	
	除草機	除草作業の省力化	
	移植機(田植機含む)	移植作業の効率化	
	溝掘り機	排水対策作業の省力化	
	弾丸暗渠機	排水対策作業の省力化	
	心土破砕機	排水対策作業の省力化	
	自走及び牽引式マニュアルブレッダー	堆肥散布の効率化	
	その他収益力向上に必要な機械		
	水稲	直播機	播種～移植作業の省力化
コンバイン		収穫作業の効率化	
乾燥機、粃すり機、選別機、計量器、及び乾燥調整貯蔵にかかるその他附帯設備		乾燥作業の効率化	
レーザーレベラー		ほ場均平作業の効率化	
フレールモア		雑草・緑肥細断作業の省力化	
ソーウェーロータリ・アップカッター		残渣処理作業の効率化	
無人ヘリコプター		防除作業の省力化	
その他稲作経営の収益力向上に必要な機械			
麦類		施肥同時播種機	施肥・播種作業の効率化
		無人ヘリコプター	防除作業の省力化
	コンバイン	収穫作業の効率化	
	ソーウェーロータリ・アップカッター	残渣処理作業の効率化	
	その他麦の収益力向上に必要な機械		
豆類	施肥同時播種機	施肥・播種作業の効率化	
	無人ヘリコプター	防除作業の省力化	
	コンバイン	収穫作業の効率化	
	中耕ディスク	中耕・培土作業の効率化	
	葉付乾燥機(黒大豆)	乾燥作業の効率化	
	フレールモア	雑草・緑肥細断作業の省力化	
	摘心機	倒伏対策作業の省力化	
	ソーウェーロータリ・アップカッター	残渣処理作業の効率化	
	その他豆類の収益力向上に必要な機械		
	果樹	スピードスプレーヤー	防除に係る作業の省力化・軽労化
光殺菌装置		生果の日持性向上による高付加価値化	
その他果樹の収益力向上に必要な機械			
茶	兼用摘採機	摘採作業の省力化	
	防霜ファン	収量向上・高品質化	
	その他茶の収益力向上に必要な機械		

※農業機械等の導入及びリース導入にあたっては、産地生産基盤パワーアップ事業兵庫県事業実施方針1生産性向上対策(以下「実施方針」という。)と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械等を検討するものとする。なお、本事業が導入対象とする飼料作物の生産に必要な機械等は、耕種農家が行うWCS稲生産に必要な機械に限る。畜産農家が行う飼料作物の生産やWCS稲以外の飼料作物の生産に用いるための機械等は本事業の導入対象外。なお、中古農業機械の承認基準は別紙3のとおりとする。

生産支援事業における助成対象資材等

対象品目	対象資材	留意事項
作物共通	簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃	地域の標準的な農作業受託料金を参考に適正な価格であることとする。
	高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材	毎年度必要となる資材は対象外。導入効果が継続して見込まれる資材に限る。パイプハウス等の資材については、施工費は対象外。自己施工を前提としたものであること。専門の業者が組み立てを行わなければならないような資材は対象外。種苗は対象外(果樹の改植を除く)。
果樹	果樹の改植に要する経費	果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種については、実施方針の4の(1)の②に記載の品目・品種に限る。

対象品目	対象機械	用途・目的
野菜	育苗用機械	播種機等による育苗作業の効率化
	施肥・防除機	ブロードキャスターや畝内部分施肥機等による作業の効率化
	収穫機・運搬機・拾上機	収穫作業の効率化
	出荷調整機	洗浄、選別作業等の効率化
	炭酸ガス発生装置	光合成量調節による収量・品質の向上
	暖房機	周年栽培化による収量の向上
	自動灌水装置	灌水作業の省力化
	養液栽培装置	施肥管理による収量の向上
	その他野菜の収益力向上に必要な機械	
	花き	定量施肥機
ポッティングマシーン		花壇苗ポット土詰め省力化
自動灌水装置		灌水作業の省力化(露地も含む)
動力噴霧機		防除作業の省力化(自走式含む)
電照設備		花きの開花時期調整による高付加価値化
遮光カーテン制御装置		開花調整による高付加価値化および暑熱対策による低コスト化
養液栽培装置		カーネーションやバラ栽培等に活用
選花機		作業効率の向上
ヒートポンプ		低コスト化および高品質化
その他花きの収益力向上に必要な機械		
飼料作物	モア及びモアコンディショナー	刈り取り作業の効率化
	ヘイコンディショナー	乾燥作業の効率化
	フォーレージハーベスター	刈り取り及び細断作業の効率化
	テッターレーキ	乾燥作業の効率化
	ヘイベラー	圧縮作業の効率化
	ラッピングマシーン	ラッピング作業の効率化
	ロールベラー	収穫作業の効率化
	飼料米破砕機	破砕作業の効率化
	汎用型飼料収穫機及びコンビラップ	収穫作業の効率化
	コーンハーベスター	収穫作業の効率化
	ジェットシーダー(播種機)	播種作業の効率化
	フォーレージワゴン	収穫作業の効率化
	ブームスプレヤー	除草剤散布作業の効率化
	ペールクラブ	収穫運搬作業の効率化
	自走及び牽引式マニュアルブレッダー	飼料作圃場堆肥散布の効率化
直播機	播種～移植作業の省力化	
その他飼料作物の収益力向上に必要な機械		

兵庫県(別紙2)

1 県が関与して開発または育成した新技術・新品種

(1)新技術

- ・山田錦最適作期決定システム
- ・山田錦高温障害警報システム
- ・光防除システム
- ・透湿性白色シートの被覆(いちじく、かんきつ類)
- ・株ゆるめ(くり)
- ・隔年結果防止(かんきつ類)
- ・日没後昇温抑制等変温管理
- ・開花液による開花調節
- ・底面給水システム(鉢物・花壇用苗物)
- ・その他、県が関与して開発した新技術

(2)新品種

- ・いちご(甘クイーン、紅クイーン)
- ・えだまめ(さとっこ姫)
- ・なし(但馬1号)
- ・きく(サンバمام)
- ・その他、県が関与して育成した新品種

2 その他、県が導入を推進する取組等

- ・直播技術を含む低コスト生産技術(水稻)
- ・環境創造型対応肥効調整型肥料(水稻)
- ・排水対策(麦)
- ・狭条密植栽培(普通大豆)
- ・摘心技術(丹波黒)
- ・産地パワーアップ計画の産地内において導入されていない新たな省力化機械等を導入する取組
- ・環境制御技術を導入した取組(野菜に限る)
- ・鮮度保持包装に対応した葉物野菜の生産取組
- ・低樹高栽培(くり)への取組
- ・日射制御型拍動灌水の導入
- ・電照による開花調節の取組
- ・その他、県が導入を推進する技術等

兵庫県（別紙3）（実施方針4の（1）の②関係）

中古農業機械を対象にする基準

- 1 中古農業機械とは、メーカーから販売店を通じて農業者に一旦買取等された農業機械及び事業者によって使用された農業機械であって、いわゆる新古品も含む。
なお、事業者によって使用されたとは、圃場での試乗機及び実演機（いわゆる「土付きの機械」）として使用された農業機械とする。
- 2 法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号、以下省令という。）に定める耐用年数をいう。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。以下「残存耐用年数」という。）が2年以上であること。
- 3 導入予定機種の詳細仕様書が作成され、複数の業者より見積もりを徴収すること。
- 4 導入機種について、残存耐用年数内に故障等が生じた時の対応について契約書に記載すること。
- 5 加修が行われる場合の残存耐用年数は、省令に基づく判断ができる期間又はメーカー等販売者が保証する期間とし、2年以上の場合に事業対象とする。
- 6 導入価格については、その適正性を確保するため、下記の（1）又は（2）を満たすこと。
 - （1）中古農業機械査定事業者による査定を受けた価格以下であること。
 - （2）ア 使用後1年以上経過した中古農業機械の場合（①及び②を満たすこと）
 - ① 定額法で減価償却した場合の残存簿価に整備費を加えた額以下になること。
 - ② 近傍類似の中古農業機械の農業者への販売価格等を勘案して適正な価格であること。（別添の表にまとめること）
 - イ 使用後1年を経過しない中古農業機械の場合
同能力（馬力・条数・刃幅等）の新品農業機械の見積価格（3者以上のうち最低額のもの）より安価であること。
- 7 中古農業機械の導入に当たり、動産総合保険等に参加すること。

(参考様式)

近傍類似の中古農業機械の取引価格等を勘案した結果

近傍類似の中古農業機械の取引価格等

メーカー名	型式	能力 (馬力・条数・刃幅等)	用途等特記事項	価格 (税抜き)	稼働 時間	備考 (オプション等)
導入予定の中古農業機械						
近傍類似の中古農業機械						

近傍類似の中古農業機械の取引価格等を勘案した結果、適正とする理由

--